



今月のことば

Words of the Month

予算雑考

日本弁理士会副会長

高城 貞晶

はじめに

この原稿を執筆している時点から遡ること約半月前、令和4年5月27日に日本弁理士会（以下、弁理士会）の令和4年度定期総会が開催されました。定期総会開催前から執行役員会は既に始まっているようですが、やはり定期総会において当年度の事業計画や予算について会員の皆様の承認を経ないことには地に足の着いた活動を行うことができません。定期総会では全議案についてご承認をいただくことができ、会員の皆様には御礼を申し上げます。

定期総会を終えた後すぐに執行役員会が開催され、総会決議に連動した議案が審議されました。総会前と総会后とでは執行役員会の雰囲気はなんとなく違っており、総会決議の重さを肌で感じ取ることができたのはとても印象的でした。

ところで定期総会では「予算」に関する議案が常に上程されます。これは、弁理士法第65条に総会決議事項の一つとして予算が挙げられており、会則第90条第4号に予算の承認について総会議決することが、会則第137条第1項に予算の成立について総会決議を経ることが、同第2項に執行役員会が予算案を定期総会に提出することが、それぞれ規定されているためです。

これまでに定期総会には幾度か出席しておりますが、予算を説明される副会長はよくあんなに詳しく説明できるものだなと出席するたびに感心しておりました。ところが感心するのは昨日まで。今年の定期総会における予算説明の担当を拝命したのです。さあ大変だ。数年前、自宅マンションの理事長を務めたときに予算書に記載の数字の読み方に四苦八苦した記憶が蘇ります。

過去の副会長のように予算説明が果たしてできるのだろうか。これまで定期総会に出席したとき

にもっと真剣に予算説明を聞いておけばよかった。不安と後悔が沸き上がります。もちろんわがままは言ってもらえません。担当となったからには可能な限り予算の理解に努めてみよう。そう心に誓って定期総会までの日々を過ごしました。

今回の経験は、予算とは何か、弁理士会の予算は適切なのか、理想的な予算はあるのかなど、予算について考えを巡らすいい機会になりました。会計や経理に詳しい先生方からは何を今更とお叱りを受けることを覚悟しつつ、日頃気にとめていない先生方にも分かりやすいように弁理士会の「予算」について若干の説明を試みようと思えます。なお、予算は収入予算と支出予算とに大別されますが、収入予算については約97%が会費収入になりますので、以下、単に予算というときには基本的には支出予算を意味します。

予算と決算

会務運営を円滑に遂行するため、そして各種の事業を実施するときには必ず費用が支払われます。これが予算の執行です。弁理士会が実施するあらゆる事業について予算は関係しています。また事業名の予算ではなくても管理費（賃借料、職員給与、会員旅費交通費、通信費、各種消耗品費など）も予算に関係します。会計年度は毎年3月31日で終了し、出納整理期間を経て予算の執行の結果がまとめられ、毎年5月下旬の定期総会の議案とされます。これが「予算」の最後の姿である「決算」です。定期総会では予算に加えて決算も議案として上程され、1年間を振り返ることになります。

予算の編成

予算は、これまでの事業評価、社会情勢、日常

の反省、日頃の会員の皆様のご要望やご意見を取り入れながら、事業計画を実現することを念頭に編成されます。過去を振り返りつつ将来（次年度）の弁理士会をどのように作り上げていくか、どのような事業を実施すべきか、見直すべきかを一つ一つ積み上げた結果が予算です。ところが近年ではコロナ禍というこれまでにない社会状況がこの予算の編成に大きな壁をなしております。コロナ禍は弁理士会においては事業の実施を難しくし、予算の執行を低くする方向に作用します。もちろん予算の編成にあたってはコロナ禍の状況が変わることを想定することも当然に必要とされます。前年度の実績だけに着目して対前年比で大幅に予算を削減したりすると、必要な事業、やるべき事業が予算の都合という理由だけで実施できないという事態に陥りかねず、会員の皆様のやる気を損なうことにもつながります。他方においてコロナ禍前の実績を重視しすぎると精度のかなり悪い予算となってしまいます。少なくとも次年度も予算の編成には頭を悩ますことにはなりそうですが、弁理士会の継続性と事業計画の実現の担保を必達とする予算を編成することに毎年変わりはありません。

赤字予算と黒字決算

年度末になると、あちらこちらで道路が掘り返されては埋められるという光景を目にします。同じ場所の道路を、一週間程度、毎日のように掘り返しては埋め戻すのを見たときは、3日間位埋め戻さずに集中して工事すれば効率が良いのに、と思ったこともあります。これは獲得した予算を年度内に使い切らなければ翌年度以降の予算が削られてしまうからとされています。

弁理士会はどうでしょうか。弁理士会では、様々な事業において決定される予算を年度内に消化しきらなくても、それだけを理由にして次年度の予算の請求を厳しく査定し、減額するということは行っておりません。

定期総会議案資料の一般会計収支計算書、特別会計研修事業費会計収支計算書をご覧ください。一般会計については事業ごとに、研修事業費会計については研修の種類ごとに、予算額、決算額、差異および執行率が記載されております。執行率は決算額／予算額×100によって算出され、予算を年度内にどれだけ使ったかを数値によって分かりやすく示します。低い執行率は支出

が少なかったことを意味し手元に残る額が増えることにはなりますが、言い換えると計画どおりに事業が進まなかった（または見通しが甘かった）ことを意味します。逆に高い執行率は事業が計画どおりに進んだことを意味します。

事業ごとに決定される予算が実際の事業の実行の際に不足した場合にはどうするのか。その不足分をどこからか持ってこなくては事業の実行が困難になります。その場合には中科目内（小科目間）における予算の流用、予備費の使用、補正予算といった手法で不足分の予算を獲得することになります。

中科目内の予算の流用で済めば簡単ですが、予備費を使用する場合には常議員会の開催が必要になります。補正予算を組むとなれば総会議決を必要とするので臨時総会を開催しなければなりません。会則は緊急を要する場合の予算外支出（もともと予算になかった支出⁽¹⁾）及び予算超過支出（もともと予算がついていた事業に対する支出のうち予備費を充当しても充当しきれず超過してしまった支出⁽²⁾）も規定しますが、これらについても常議員会の開催が原則として必要です。

このような手続きの煩雑さを回避する等のためか、近年の弁理士会では多めに予算請求をして予算を獲得し、獲得した予算を完全に消化せずに年度を終えることが通例となっているようです。

単一年度において収入予算に比べて支出予算が少なければ予算は黒字、多ければ予算は赤字になります。近年の弁理士会は赤字予算に始まり、しかしながら最終的には黒字決算で終わっております。令和3年度を例にとりますと、一般会計と特別会計のうちの事業費会計である研修事業費会計とを合計すると約2億9,740万円の赤字予算で出発しましたが、約4億3,200万円の黒字決算で終わっています。令和4年度については約2億6,400万円の赤字予算が組まれておりますが、4月～6月までの状況や、緩やかになりつつも継続される日本の新型コロナ感染対策、他国に比べてかなり厳しく継続される中国の新型コロナ感染対策等を考えると、黒字決算で終わる可能性が高そうです。

結果オーライと言えそうですが、予算と決算の乖離が大きいということは予算の精度がそもそも悪く、予算が規範性を伴っていないとも言われかねません。本年度は昨年度に比べて予算における赤字額を縮小しており、昨年度に比べると予算

と決算の乖離は縮小すると予想はしますが、コロナ禍の影響次第によっては結構な額の乖離が生じる可能性が残ります。

赤字予算によって年度を始め、黒字決算によって年度を終える手法は、弁理士会の事業が多岐に及んでいる状況、事業の実施に最前線で携わる会員の皆様のやる気を会計面から支持するため、そして一時的に大きな事務負担がかかってしまうことを避けるためにはある程度はやむを得ないように思いますが、何事もバランスが大切です。予算の精度の向上は常に意識をしておかなければなら

ないと感じます。

いずれにしましても本年度は（も）会員の皆様十分に力を発揮いただける予算を確保していることに間違いありませんので、夏バテすることなく、秋以降の会員の皆様の一層の会務へのご協力を切にお願いする次第です。

（注）

(1)平成 24 年 2 月 3 日付財務委員会報告書

(2)前掲